

令和4年生駒市議会（第5回）定例会議案

令和4年9月2日

生 駒 市

令和4年生駒市議会（第5回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
報告第 5 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1～2
報告第 6 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	3～4
議案第 51 号	令和4年度生駒市一般会計補正予算（第5回）	5～17
議案第 52 号	令和4年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第1回）	18～21
議案第 53 号	令和4年度生駒市水道事業会計補正予算（第2回）	22～27
議案第 54 号	令和4年度生駒市下水道事業会計補正予算（第1回）	28～31
議案第 55 号	令和4年度生駒市病院事業会計補正予算（第2回）	32～36
議案第 56 号	生駒市選挙公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	37
議案第 57 号	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について	38～71
議案第 58 号	生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	72～76
議案第 59 号	生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	77～79
議案第 60 号	第2阪奈2号橋（一般部）予防保全補修工事変更請負契約の締結について	80
議案第 61 号	生駒市教育委員会委員の任命について	81
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	82

報告第 5 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

令和4年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

令和4年6月28日（火）午後4時頃

2 事故発生場所

生駒市立光明中学校

3 損害賠償額

83,842円

4 事故の概要

上記場所において、職員が草刈作業の際、小石が跳ねたことにより、駐車していた自動車の後部ガラスを損傷させたもの。

令和4年8月17日

生駒市長 小 紫 雅 史

報告第 6 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

令和4年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて  
議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定  
について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

令和4年6月10日（金）午前10時頃

2 事故発生場所

生駒市真弓南1丁目地内（真弓どんぐり公園）

3 損害賠償額

517,000円

4 事故の概要

上記公園内の樹木が倒れ、公園に隣接する市道の南側に位置する宅地の車  
庫に駐車していた車に樹木が接触し、車を損傷させたもの。

令和4年8月17日

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 51 号

令和4年度生駒市一般会計補正予算（第5回）

令和4年度生駒市の一般会計の補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ515,179千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,665,038千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和4年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		7,380,971	19,197	7,400,168
	1 国庫負担金	5,105,524	16,361	5,121,885
	2 国庫補助金	2,245,517	2,836	2,248,353
16 県支出金		3,863,540	19,085	3,882,625
	1 県負担金	2,152,241	8,180	2,160,421
	2 県補助金	1,436,099	10,905	1,447,004
18 寄附金		127,618	30,000	157,618
	1 寄附金	127,618	30,000	157,618
19 繰入金		1,070,424	1,812	1,072,236
	1 基金繰入金	1,070,424	1,812	1,072,236
20 繰越金		357,270	442,870	800,140
	1 繰越金	357,270	442,870	800,140
21 諸収入		921,032	2,215	923,247
	4 雑入	912,962	2,215	915,177
歳 入 合 計		41,149,859	515,179	41,665,038



## 歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,300,443	45,745	4,346,188
	1 総務管理費	3,335,176	45,745	3,380,921
3 民生費		16,598,954	97,969	16,696,923
	1 社会福祉費	7,737,889	2,936	7,740,825
	2 児童福祉費	6,904,973	95,033	7,000,006
4 衛生費		6,186,579	231,869	6,418,448
	1 保健衛生費	3,518,843	219,423	3,738,266
	2 清掃費	2,541,017	12,446	2,553,463
5 産業経済費		731,615	771	732,386
	2 商工費	537,240	771	538,011
6 土木費		3,544,963	22,394	3,567,357
	3 都市計画費	910,183	4,198	914,381
	5 下水道費	1,105,547	18,196	1,123,743
7 消防費		1,469,761	1,522	1,471,283
	1 消防費	1,469,761	1,522	1,471,283
8 教育費		4,932,202	114,909	5,047,111
	1 教育総務費	417,613	12,874	430,487

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 小学校費	404,706	28,989	433,695
	3 中学校費	308,459	13,068	321,527
	4 幼稚園費	892,664	2,251	894,915
	5 社会教育費	961,547	38,642	1,000,189
	6 保健体育費	1,947,213	19,085	1,966,298
歳 出 合 計		41,149,859	515,179	41,665,038

## 第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

[単位 千円]

事 項	期 間	限 度 額
学校給食費徴収支援業務	令和4年度から 令和9年度まで	32,130

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 民生費国庫負担金	4,747,644	16,002	4,763,646	1	社会福祉費負担金	1,468	低所得者保険料軽減負担金
				2	児童福祉費負担金	14,534	子どものための教育・保育給付交付金
3 教育費国庫負担金	91,160	359	91,519	1	幼稚園費負担金	359	子どものための教育・保育給付交付金
				計		5,121,885	

[単位 千円]

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 民生費国庫補助金	841,570	2,836	844,406	2	児童福祉費補助金	2,836	放課後児童健全育成事業補助金
				計		2,248,353	

[単位 千円]

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 民生費県負担金	2,073,853	8,001	2,081,854	1	社会福祉費負担金	734	低所得者保険料軽減県負担金
				2	児童福祉費負担金	7,267	施設型給付費等県費交付金

[単位 千円]

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 教育費県負担金	45,579	179	45,758	1 幼稚園費負担金	179	施設型給付費等県費交付金
計	2,152,241	8,180	2,160,421			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	637,524	3,129	640,653	2 児童福祉費補助金	3,129	放課後児童健全育成事業補助金 施設型給付費等県費補助金 2,836 293
3 衛生費県補助金	725,080	7,649	732,729	1 保健衛生費補助金	7,649	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
6 教育費県補助金	29,500	127	29,627	2 幼稚園費補助金	127	施設型給付費等県費補助金
計	1,436,099	10,905	1,447,004			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般寄附金	112,500	30,000	142,500	1 一般寄附金	30,000	ふるさと生駒応援寄附金
計	127,618	30,000	157,618			

## (款) 19 繰入金

## (項) 1 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
18 教育環境整備基金繰入金	0	1,812	1,812	1	教育環境整備基金繰入金	1,812	
計	1,070,424	1,812	1,072,236				

## (款) 20 繰越金

## (項) 1 繰越金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 繰越金	357,270	442,870	800,140	1	繰越金	442,870	前年度繰越金
計	357,270	442,870	800,140				

## (款) 21 諸収入

## (項) 4 雑入

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
4 雑入	911,351	2,215	913,566	4	雑入	2,215	庁舎等使用に伴う光熱水費負担金
計	912,962	2,215	915,177				

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額	財源				
					特定	その他			
1 一般管理費	2,023,090	34,170	2,057,260		30,000 (寄)	4,170	12 委託料	4,170 ふるさと生駒応援寄附記念品配送等委託料	
5 財産管理費	770,729	11,175	781,904			11,175	10 需用費	11,175 光熱水費	
8 市民活動費	145,423	400	145,823			400	10 需用費	400 光熱水費	
計	3,335,176	45,745	3,380,921		30,000	15,745			

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額	財源				
					特定	その他			
6 介護保険費	1,570,470	2,936	1,573,406	2,202 (国負)	1,468 (県負)	734	27 繰出金	2,936 介護保険特別会計繰出金	
計	7,737,889	2,936	7,740,825			734			

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額	財源				
					特定	その他			
1 児童福祉総務費	2,959,957	45,693	3,005,650			45,693	22 償還金利子及び割引料	45,693 過年度償還金	

[単位 千円]

2 児童保育費	2, 329, 379	29, 655	2, 359, 034	22, 094 (国負) 14, 534 (県負) 7, 267 (県補) 293					7, 561	18 負担金補助及び交付金	29, 655	施設型給付費等負担金
3 保育所費	995, 028	6, 134	1, 001, 162						6, 134	10 需用費	6, 134	光熱水費
4 母子父子福祉費	335, 679	4, 704	340, 383						4, 704	22 償還金利子及び割引料	4, 704	過年度償還金
5 児童館運営費	2, 118	337	2, 455						337	10 需用費	337	光熱水費
6 学童保育費	282, 812	8, 510	291, 322	5, 672 (国補) 2, 836 (県補) 2, 836					2, 838	18 負担金補助及び交付金	8, 510	児童育成クラブ運営助成金
計	6, 904, 973	95, 033	7, 000, 006	27, 766					67, 267			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		区分	金額	説明
				特定財源	その他			
1 保健衛生総務費	1, 914, 285	7, 649	1, 921, 934	7, 649 (県補) 7, 649		18 負担金補助及び交付金	7, 649	新型コロナウイルス感染症医療体制整備補助金
2 予防費	1, 322, 162	209, 080	1, 531, 242		209, 080	22 償還金利子及び割引料	209, 080	過年度償還金
3 健康センター管理費	50, 392	2, 611	53, 003		2, 611	10 需用費	2, 611	光熱水費
4 環境衛生費	126, 012	83	126, 095		83	10 需用費	83	光熱水費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明			
				特 定 財 源	地 方 債	其 他						
										一般財源		
										211,774		
計	3,518,843	219,423	3,738,266	7,649								

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明			
				特 定 財 源	地 方 債	其 他						
										一般財源		
										485		
3 ごみ処理施設費	1,124,061	485	1,124,546			10 需用費	485	光熱水費				
5 し尿処理施設費	309,659	11,961	321,620			10 需用費	11,961	光熱水費				
計	2,541,017	12,446	2,553,463				12,446					

(款) 5 産業経済費

(項) 2 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明			
				特 定 財 源	地 方 債	其 他						
										一般財源		
										155		
2 商工振興費	387,783	771	388,554		616 (諸)	10 需用費	771	光熱水費				
計	537,240	771	538,011		616		155					

(款) 6 土木費

(項) 3 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明			
				特 定 財 源	地 方 債	其 他						
										一般財源		
										4,198		
2 公園整備費	673,024	4,198	677,222			12 委託料	4,198	生駒山麓公園管理委託料				



計	910,183	4,198	914,381				4,198		
---	---------	-------	---------	--	--	--	-------	--	--

(款) 6 土木費

(項) 5 下水道費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定	地方	その他			
1 下水道費	1,105,547	18,196	1,123,743			18,196	18,196	18,196	下水道事業会計補助金
計	1,105,547	18,196	1,123,743			18,196	18,196		

(款) 7 消防費

(項) 1 消防費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定	地方	その他			
1 常備消防費	1,230,012	1,522	1,231,534			1,522	1,522	1,522	光熱水費
計	1,469,761	1,522	1,471,283			1,522	1,522		

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定	地方	その他			
1 教育委員会費	379,351	11,968	391,319			11,968	11,968	11,968	給食費徴収システム導入委託料
2 心の教育活動事業費	38,262	906	39,168			906	906	906	光熱水費
計	417,613	12,874	430,487			12,874	12,874		

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				国	特	其						
										原	定	他
1 学校管理費	300,992	28,989	329,981			1,812 (繰入)	27,177	10 需用費	27,177	光熱水費		
						1,812		17 備品購入費	1,812	学校用備品		
計	404,706	28,989	433,695			1,812	27,177					

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				国	特	其						
										原	定	他
1 学校管理費	196,578	13,068	209,646				13,068	10 需用費	13,068	光熱水費		
計	308,459	13,068	321,527				13,068					

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				国	特	其						
										原	定	他
1 幼稚園費	827,964	2,251	830,215	665 (国負)			1,586	10 需用費	1,277	光熱水費		
				359 (県負)				18 負担金補助及び交付金	974	施設型給付費等負担金		
				179 (県補)								
				127								
計	892,664	2,251	894,915	665			1,586					

## (款) 8 教育費

## (項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				財源					
				特定	地方債	その他			
				国県支出金					
2 生涯学習施設費	432,926	38,087	471,013		1,599 (諸)	36,488	10 需用費	7,550	光熱水費
3 図書館費	323,379	555	323,934			555	12 委託料	30,537	生涯学習施設管理業務委託料
計	961,547	38,642	1,000,189		1,599	37,043	10 需用費	555	光熱水費

## (款) 8 教育費

## (項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				財源					
				特定	地方債	その他			
				国県支出金					
2 体育施設費	336,132	19,085	355,217			19,085	12 委託料	19,085	各体育施設管理運営委託料
計	1,947,213	19,085	1,966,298			19,085			

令和4年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第1回）

令和4年度生駒市の介護保険特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121,270千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,350,017千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 県支出金		1,311,876	2,307	1,314,183
	1 県負担金	1,240,536	2,307	1,242,843
7 繰入金		1,517,548	118,963	1,636,511
	1 一般会計繰入金	1,514,293	2,936	1,517,229
	2 基金繰入金	3,255	116,027	119,282
歳 入 合 計		9,228,747	121,270	9,350,017

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		479	5,243	5,722
	1 基金積立金	479	5,243	5,722
5 諸支出金		3,197	116,027	119,224
	1 償還金及び還付加算金	3,197	116,027	119,224
歳 出 合 計		9,228,747	121,270	9,350,017

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	1,240,536	2,307	1,242,843	2 過年度分	2,307	
計	1,240,536	2,307	1,242,843			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 低所得者保険料軽減繰入金	106,756	2,936	109,692	2 過年度分	2,936	
計	1,514,293	2,936	1,517,229			

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費準備基金繰入金	3,255	116,027	119,282	1 介護給付費準備基金繰入金	116,027	
計	3,255	116,027	119,282			

歳 出

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳			区分	金額	説 明
				内 訳					
				補正額	財源	内 訳			
1 介護給付費準備基金積立金	479	5,243	5,722	2,307 (県負)	2,936 (繰入)	2,936	24 積立金	5,243	介護保険介護給付費準備基金
計	479	5,243	5,722	2,307	2,936				

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳			区分	金額	説 明
				内 訳					
				補正額	財源	内 訳			
2 償還金	10	116,027	116,037		116,027 (繰入)	116,027	22 償還金利子及び割引料	116,027	国庫支出金等精算返還金
計	3,197	116,027	119,224		116,027				

議案第 53 号

令和4年度生駒市水道事業会計補正予算（第2回）

第1条 令和4年度生駒市水道事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度生駒市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	2,981,544	77,725	3,059,269
第1項 営業費用	2,787,164	77,725	2,864,889

第3条 予算第4条本文括弧書中に定めた資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,250,396千円」を「1,300,396千円」、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「112,506千円」を「117,051千円」、過年度分損益勘定留保資金「1,137,890千円」を「1,183,345千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	1,451,772	50,000	1,501,772
第1項 建設改良費	1,424,544	50,000	1,474,544



第4条 継続費を次のとおり補正する。

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
資本的 支出	建設 改良費	水道施設 耐震化事 業	290,000	3	145,000	340,000	3	145,000
				4	145,000		4	195,000

令和4年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和4年度生駒市水道事業会計補正予算（第2回）実施計画

1 収益的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 事業費			2,981,544	77,725	3,059,269	
	1 営業費用		2,787,164	77,725	2,864,889	
		1 原水及び 浄水費	1,548,964	68,814	1,617,778	動力費 68,814
		2 配水及び 給水費	261,210	8,911	270,121	光熱水費 31 動力費 8,880

2 資本的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的 支出			1,451,772	50,000	1,501,772	
	1 建設 改良費		1,424,544	50,000	1,474,544	
		1 新設 改良費	1,371,016	50,000	1,421,016	工事請負費 50,000

令和4年度 生駒市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	既決予定額	補正予定額	計
当年度純利益	△94,216	△ 70,659	△164,875
減価償却費	685,773	0	685,773
固定資産除却費	151,141	0	151,141
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,837	0	△1,837
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	231	0	231
長期前受金戻入額	△384,840	0	△384,840
受取利息及び配当金	△1,926	0	△1,926
未収金の増減額 (△は増加)	△72,484	0	△72,484
未払金の増減額 (△は減少)	△15,543	0	△15,543
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△957	0	△957
小計	265,342	△ 70,659	194,683
利息及び配当金の受取額	1,926	0	1,926
業務活動によるキャッシュ・フロー	267,268	△ 70,659	196,609
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△1,822,576	△ 45,455	△ 1,868,031
短期貸付金による支出	△430,000	0	△ 430,000
短期貸付金の回収による収入	430,000	0	430,000
補助金、寄附金等による収入	336,500	0	336,500
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,486,076	△ 45,455	△ 1,531,531
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
資金増減額	△1,218,808	△ 116,114	△ 1,334,922
資金期首残高	4,263,045	0	4,263,045
資金期末残高	3,044,237	△ 116,114	2,928,123

生駒市水道事業予定貸借対照表

(単位:千円)

科 目	令和4年度予定貸借対照表 (令和5年3月31日)		
	既決予定額	補正予定額	計
(資産の部)			
1 固定資産			
(1) 有形固定資産	37,652,508	45,455	37,697,963
減価償却累計額	<u>△ 19,042,515</u>	<u>0</u>	<u>△ 19,042,515</u>
有形固定資産合計	18,609,993	45,455	18,655,448
(2) 無形固定資産	<u>3,645</u>	<u>0</u>	<u>3,645</u>
固定資産合計	18,613,638	45,455	18,659,093
2 流動資産			
(1) 現金預金	3,044,237	△ 116,114	2,928,123
(2) 未収金	386,406	0	386,406
貸倒引当金	<u>△ 2,554</u>	<u>0</u>	<u>△ 2,554</u>
(3) 貯蔵品	<u>9,438</u>	<u>0</u>	<u>9,438</u>
流動資産合計	<u>3,437,527</u>	<u>△ 116,114</u>	<u>3,321,413</u>
資産合計	<u>22,051,165</u>	<u>△ 70,659</u>	<u>21,980,506</u>
(負債の部)			
3 流動負債			
(1) 未払金	101,368	0	101,368
(2) 引当金	28,207	0	28,207
(3) 預り金	<u>80,689</u>	<u>0</u>	<u>80,689</u>
流動負債合計	210,264	0	210,264
4 繰延収益			
(1) 長期前受金	19,630,379	0	19,630,379
長期前受金収益化累計額	<u>△ 12,880,436</u>	<u>0</u>	<u>△ 12,880,436</u>
繰延収益合計	<u>6,749,943</u>	<u>0</u>	<u>6,749,943</u>
負債合計	6,960,207	0	6,960,207
(資本の部)			
5 資本金			
(1) 資本金	<u>10,991,500</u>	<u>0</u>	<u>10,991,500</u>
資本金合計	10,991,500	0	10,991,500
6 剰余金			
(1) 資本剰余金	3,574,392	0	3,574,392
(2) 利益剰余金			
当年度未処分利益剰余金	<u>525,066</u>	<u>△ 70,659</u>	<u>454,407</u>
利益剰余金合計	<u>525,066</u>	<u>△ 70,659</u>	<u>454,407</u>
剰余金合計	<u>4,099,458</u>	<u>△ 70,659</u>	<u>4,028,799</u>
資本合計	<u>15,090,958</u>	<u>△ 70,659</u>	<u>15,020,299</u>
負債資本合計	<u>22,051,165</u>	<u>△ 70,659</u>	<u>21,980,506</u>

継続費に関する調査書

款	項	事業名	全体計画				前前年度 未までの 支払義務 発生額	前年度未 までの支 払義務発 生(見込)額	当該年度 支払義務 発生予定額	当該年度 未までの 支払義務 発生予定額	翌年度以 降の支払 義務発生 予定額	継続費の 総額に対 する進捗率
			年 度	年 割 額	左の財源内訳							
					国庫 補助金	損益勘定 留保資金						
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	
			2	145,325	48,441	96,884	0	—	0	—	0.0	
			3	370,846	123,615	247,231	—	91,330	91,330	—	13.7	
		中央監視 制御設備 更新事業	4	148,635	49,545	99,090	—	—	573,476	—	86.3	
			計	664,806	221,601	443,205	0	91,330	573,476	—	100.0	
資本的支出	建設改良費		3	145,000	—	145,000	—	0	—	—	0.0	
		水道施設 耐震化事業	4	195,000	—	195,000	—	—	340,000	—	100.0	
			計	340,000	—	340,000	—	0	340,000	—	100.0	

令和4年度生駒市下水道事業会計補正予算（第1回）

第1条 令和4年度生駒市下水道事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度生駒市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業収益	2,862,471	18,196	2,880,667
第2項 営業外収益	1,853,928	18,196	1,872,124

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	2,356,085	18,196	2,374,281
第1項 営業費用	2,232,265	18,196	2,250,461

第3条 予算第10条中「1,105,547千円」を「1,123,743千円」に改める。

令和4年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和4年度生駒市下水道事業会計補正予算（第1回）実施計画

1 収益的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 事業収益			2,862,471	18,196	2,880,667	
	2 営業外収益		1,853,928	18,196	1,872,124	
		1 一般会計補助金		1,046,873	18,196	1,065,069

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1 事業費			2,356,085	18,196	2,374,281		
	1 営業費用		2,232,265	18,196	2,250,461		
		2 ポンプ場費		40,360	843	41,203	動力費
		3 処理場費		404,027	17,353	421,380	動力費

## 令和4年度 生駒市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	既決予定額	補正予定額	計
当年度純利益	507,872	0	507,872
減価償却費	1,246,137	0	1,246,137
固定資産除却費	18	0	18
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△177	0	△177
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	215	0	215
長期前受金戻入額	△788,628	0	△788,628
受取利息及び配当金	△1	0	△1
支払利息	109,710	0	109,710
未収金の増減額 (△は増加)	△2,155	0	△2,155
未払金の増減額 (△は減少)	7,200	0	7,200
小計	1,080,191	0	1,080,191
利息及び配当金の受取額	1	0	1
利息の支払額	△109,710	0	△109,710
業務活動によるキャッシュ・フロー	970,482	0	970,482
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△543,048	0	△543,048
無形固定資産の取得による支出	△42,086	0	△42,086
補助金等による収入	199,701	0	199,701
投資活動によるキャッシュ・フロー	△385,433	0	△385,433
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
一時借入れによる収入	430,000	0	430,000
一時借入金の返済による支出	△430,000	0	△430,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	388,200	0	388,200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△945,317	0	△945,317
財務活動によるキャッシュ・フロー	△557,117	0	△557,117
資金増減額	27,932	0	27,932
資金期首残高	73,640	0	73,640
資金期末残高	101,572	0	101,572



生駒市下水道事業予定貸借対照表

(単位 千円)

科 目	令和4年度予定貸借対照表 (令和5年3月31日)		
	既決予定額	補正予定額	計
(資産の部)			
1 固定資産			
(1) 有形固定資産	32,490,975	0	32,490,975
減価償却累計額	<u>△ 3,358,096</u>	<u>0</u>	<u>△ 3,358,096</u>
有形固定資産合計	29,132,879	0	29,132,879
(2) 無形固定資産	<u>2,757,995</u>	<u>0</u>	<u>2,757,995</u>
固定資産合計	31,890,874	0	31,890,874
2 流動資産			
(1) 現金預金	101,572	0	101,572
(2) 未収金	115,292	0	115,292
貸倒引当金	<u>△ 1,141</u>	<u>0</u>	<u>△ 1,141</u>
流動資産合計	215,723	0	215,723
資産合計	<u>32,106,597</u>	<u>0</u>	<u>32,106,597</u>
(負債の部)			
3 固定負債			
(1) 企業債	<u>6,770,297</u>	<u>0</u>	<u>6,770,297</u>
固定負債合計	6,770,297	0	6,770,297
4 流動負債			
(1) 企業債	925,767	0	925,767
(2) 未払金	146,866	0	146,866
(3) 引当金	10,981	0	10,981
(4) 預り金	<u>1,300</u>	<u>0</u>	<u>1,300</u>
流動負債合計	1,084,914	0	1,084,914
5 繰延収益			
(1) 長期前受金	20,372,877	0	20,372,877
長期前受金収益化累計額	<u>△ 2,349,541</u>	<u>0</u>	<u>△ 2,349,541</u>
繰延収益合計	18,023,336	0	18,023,336
負債合計	25,878,547	0	25,878,547
(資本の部)			
6 資本金			
(1) 資本金	<u>3,839,409</u>	<u>0</u>	<u>3,839,409</u>
資本金合計	3,839,409	0	3,839,409
7 剰余金			
(1) 資本剰余金	1,062,159	0	1,062,159
(2) 利益剰余金			
当年度未処分利益剰余金	<u>1,326,482</u>	<u>0</u>	<u>1,326,482</u>
利益剰余金合計	1,326,482	0	1,326,482
剰余金合計	2,388,641	0	2,388,641
資本合計	<u>6,228,050</u>	<u>0</u>	<u>6,228,050</u>
負債資本合計	<u>32,106,597</u>	<u>0</u>	<u>32,106,597</u>

議案第 55 号

令和4年度生駒市病院事業会計補正予算（第2回）

第1条 令和4年度生駒市病院事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度生駒市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業収益	1,308,114千円	8,349千円	1,316,463千円
第2項 医業外収益	1,220,682千円	8,349千円	1,229,031千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費	1,272,014千円	8,349千円	1,280,363千円
第1項 医業費用	1,219,332千円	8,349千円	1,227,681千円

第3条 予算第7条中、「711,643千円」を「719,292千円」に改める。

令和4年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和4年度 生駒市病院事業会計補正予算（第2回）実施計画

1 収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	病院事業 収 益		1,308,114	8,349	1,316,463	
	2	医 業 外 収 益	1,220,682	8,349	1,229,031	
		2 他 会 計 補 助 金	714,417	7,649	722,066	一 般 会 計 補 助 金
		3 補 助 金	8,179	700	8,879	県 補 助 金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	病 院 事 業 費		1,272,014	8,349	1,280,363	
	1	医 業 費 用	1,219,332	8,349	1,227,681	
		2 経 費	810,829	8,349	819,178	交 付 金

## 令和4年度生駒市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

### 1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	56,496
減価償却費	386,187
長期前受金戻入額	△98,724
受取利息及び配当金	△2
支払利息及び企業債取扱諸費	6,996
未収金の増減額 (△は増加)	326,992
未払金の増減額 (△は減少)	△344,202
特別利益	△1,686
特別損失	1,686
<hr/>	
小計	333,743
利息及び配当金の受取額	2
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△6,934
<hr/>	
業務活動によるキャッシュ・フロー	326,811

### 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

補助金、負担金等による収入	226,844
<hr/>	
投資活動によるキャッシュ・フロー	226,844

### 3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△982,343
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	385,000
<hr/>	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△597,343
資金増減額	△43,688
資金期首残高	82,844
<hr/>	
資金期末残高	39,156

# 令和4年度生駒市病院事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位：千円)

## 資 産 の 部

1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
イ	建 物	4,933,199		
	減価償却累計額	<u>△1,211,816</u>	3,721,383	
ロ	建物附属設備	3,653,616		
	減価償却累計額	<u>△1,792,336</u>	1,861,280	
ハ	工具器具及び備品	7,989		
	減価償却累計額	<u>△5,645</u>	2,344	
	有形固定資産合計			5,585,007
(2)	無 形 固 定 資 産			
イ	水道施設利用権		<u>4,552</u>	
	無形固定資産合計			<u>4,552</u>
	固定資産合計			5,589,559
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		39,156	
(2)	未 収 金		<u>9,463</u>	
	流動資産合計			<u>48,619</u>
	資 産 合 計			<u><u>5,638,178</u></u>

負債の部

3	固定負債		
(1)	企業債	729,407	
(2)	他会計借入金		
イ	建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金	3,437,324	
ロ	その他長期借入金	<u>152,141</u>	
	他会計借入金合計	<u>3,589,465</u>	
	固定負債合計		4,318,872
4	流動負債		
(1)	企業債	919,704	
(2)	未払金	23,316	
(3)	引当金	1,835	
(4)	その他流動負債	<u>200</u>	
	流動負債合計		945,055
5	繰延収益		
(1)	長期前受金	1,754,635	
(2)	長期前受金収益化累計額	<u>△745,270</u>	
	繰延収益合計		<u>1,009,365</u>
	負債合計		<u>6,273,292</u>

資本の部

6	資本金		
(1)	資本金	<u>200,000</u>	
	資本金合計		200,000
7	剰余金		
(1)	利益剰余金		
イ	当年度未処理欠損金	<u>835,114</u>	
	利益剰余金合計	<u>△835,114</u>	
	剰余金合計		<u>△835,114</u>
	資本合計		<u>△635,114</u>
	負債資本合計		<u><u>5,638,178</u></u>

議案第 56 号

生駒市選挙公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年9月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市選挙公営に関する条例の一部を改正する条例

生駒市選挙公営に関する条例（平成5年7月生駒市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第10条及び第11条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第14条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市選挙公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される市の議会の議員又は市長の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された市の議会の議員又は市長の選挙については、なお従前の例による。

議案第 57 号

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年9月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の定年等に関する条例(昭和59年4月生駒市条例第5号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条-第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条-第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。

以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第



第28条の2、第28条の5第1項、第2項及び第5項、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

## 第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の理由が引き続き存する」を「前項各号に掲げる事由が引き続きある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限は、その職員」を「当該期限は、当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督

職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の理由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例第23号)第14条の2及び生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年2月生駒市条例第2号)第13条第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等により、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第1

5条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することがで

きず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員への他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員への他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の市長が規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の市長が規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附則に次の2項を加える。

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「6

5年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(生駒市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年9月生

駒市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(生駒市職員定数条例の一部改正)

第3条 生駒市職員定数条例(昭和42年4月生駒市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表市長の事務部局の職員の項中「509人」を「535人」に改め、同表選挙管理委員会の事務部局の職員の項中「3人」を「4人」に改め、同表消防の事務部局の職員の項中「137人」を「150人」に改め、同表合計の項中「870人」を「910人」に改める。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第4条 職員の分限に関する条例(昭和27年1月生駒市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする。

第2条の次に次の2条を加える。

(降格の事由)

第2条の2 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給

料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務実績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 職員が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 当該職員の勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師2名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなきとき。

ウ その職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。（ア及びイに掲げる場合を除く。）

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第2条の3 任命権者は、職員の勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の任命権者が定める措置を行ったに



もかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

第4条の前の見出し中「及び降給」を削る。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（降給に関する経過措置）

2 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）附則第24項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）附則第24項の規定による降給とする」とする。

3 第3条第2項の規定は、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例附則第24項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、任命権者の定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第5条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和27年1月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、「法」を「地方公務員法」に改め、「第19条まで」の次に「及び第21条の2」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例(平成11年3月生駒市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例(平成14年3月生駒市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「採用される職員」の次に「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」を加え、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第11条第1号中「地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用される職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第8条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年3月生駒市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「もの」を「職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項及び第2項、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第9条 生駒市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月生駒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「その者の給料月額は、その者」を「当該職員の給料月額は、当該職員」に改め、同項ただし書中「）の給料月額は、その者」を「）の

給料月額は当該職員」に、「その者の勤務時間」を「当該職員の勤務時間」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同条第2項中「、その者」を「当該職員」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同条第3項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第4項中「、その者」を「当該職員」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同条第5項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第9項を次のように改める。

9 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（初任給、昇格、昇給の基準）」を付する。

第4条の2を削る。

第8条の2第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に、「相当する額（以下）」を「相当する額（以下この号において）」に改め、同号ただし書中「得た額（以下）」を「得た額（以下この号及び第3号において）」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第10条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用

短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第14条の2第1項中「その者」を「当該職員」に改める。

第15条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第16条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第7条」を「第4条第1項から第8項まで、第7条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び8項を加える。

(60歳を超える職員の給料の特例)

24 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第27項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条の3第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

25 育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「)と

する」とあるのは、「」に育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする」とする。

26 附則第24項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年4月生駒市条例第5号）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において附則第24項の規定が適用されていた職員を除く。）

(3) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

27 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第29項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第24項（附則第25項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第24項（附則第25項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

28 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条の3第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条の3第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

29 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第24項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第27項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

30 附則第27項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第24項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

31 附則第24項から前項までに定めるもののほか、附則第24項（附則第25項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による給料月額、附則第27項の規定による給料その他附則第24項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	187,7	215,2	255,2	274,6	289,7	315,1	356,8	389,9	

間 勤 務 員		00	00	00	00	00	00	00	00
------------------	--	----	----	----	----	----	----	----	----

(生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 1 条 生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 9 月生駒市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 2 項中「一般職に属する職員（法第 2 2 条の 3 第 4 項の規定により臨時的に任用された職員、法第 2 8 条の 4 及び第 2 8 条の 5 の規定により採用された職員、パートタイム会計年度任用職員（健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 3 条第 1 項第 9 号に該当する者を除く。）その他の法律により任期を定めて任用される職員を除く。）」を「会計年度任用職員」に、「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 任期の定めが 6 月に満たないフルタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員（健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 3 条第 1 項第 9 号に該当する者を除く。次項において同じ。）としての任期の合計が引き続いて 6 月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

第 2 1 条中「及び第 1 2 条第 2 項」を「並びに第 1 2 条第 2 項及び第 3 項」に、「第 1 2 条第 2 項中」を「第 1 2 条第 2 項及び第 3 項中」に改める。

第 2 5 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員（給与条例第 4 条の 2 に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）」を「定年前再任用短時間勤務職員（給与条例第 4 条第 9 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。）」に改める。

(生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 1 2 条 生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 4 3 年 1 2 月生駒市条



例第35号)の一部を次のように改正する。

別表第7項中「給料月額」を「給料の月額」に改める。

(生駒市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第13条 生駒市職員の退職手当に関する条例(昭和47年10月生駒市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年12月生駒市条例第28号)第4条の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項ただし書中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第3条第1項中「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第2項中「第5条第1項」を「第5条第1項第4号」に改める。

第4条第1項中「退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)」を「退職日給料月額」に改め、同項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、「含む。)」の次に「又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者」を加える。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改め、「含む。)」の次に「又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者」を加え、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に、「額(以下)」を「額(以下この項及び第5項において)」に改める。

第7条の次に次の見出し及び2条を加える。

(勤続期間の計算の特例)

第7条の2 第2条第2項に規定する者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間は、前条第1項の職員としての引き続いた在職期間とみなす。

第7条の3 第7条第6項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）が新たに職員（第2条第2項の規定により職員とみなされる者を除く。以下この条において同じ。）になった場合における第7条第1項に規定する職員としての在職期間には、会計年度任用職員としての引き続いた在職期間は、含まないものとする。

第10条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後」に、「とする」を「とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第13条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」

を「禁錮」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第 17 条第 1 項中「。以下この条」を「。以下この項から第 6 項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「にあつては」を「には」に改め、同条第 4 項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第 5 項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第 14 項中「第 5 条の 3 まで」の次に「及び附則第 21 項から第 27 項まで」を加える。

附則第 15 項中「第 5 条の 2」の次に「及び附則第 23 項」を加える。

附則第 16 項中「第 5 条」の次に「又は附則第 22 項」を加える。

附則第 19 項中「令和 4 月 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

附則に次の 7 項を加える。

21 当分の間、第 4 条第 1 項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続した者であつて、60 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第 2 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は第 5 条」とあるのは、「、第 5 条又は附則第 21 項」とする。

22 当分の間、第 5 条第 1 項の規定は、25 年以上の期間勤続した者であつて、60 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第 2 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は第 5 条」とあるのは、「、第

5条又は附則第22項」とする。

23 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例附則第24項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

24 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「60歳に達する日」と、「6月」とあるのは「0月」とし、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

25 当分の間、第4条第1項第3号及び第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用については、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳」と、「20年を」とあるのは「15年を」とする。

26 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

27 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3」とあるのは、「100分の3を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第14条 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「占めるもの」の次に「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加える。

第17条第6項中「失職している」を「失業している」に改める。

第25条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の1項を加える。

6 職員（定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）附則第24項から第30項までの規定の例により管理者が別に定める。

(生駒市職員の再任用に関する条例の廃止)

第15条 生駒市職員の再任用に関する条例(平成13年3月生駒市条例第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中職員の定年等に関する条例附則に2項を加える改正規定(附則第4項に係る部分に限る。)、第13条中生駒市職員の退職手当に関する条例第10条第4項及び附則第19項の改正規定並びに附則第17条の規定 公布の日

(2) 第13条中生駒市職員の退職手当に関する条例第10条第11項の改正規定 令和4年10月1日

(職員の勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日前に第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「改正前の定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、改正前の定年条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「改正前の定年条例勤務延長職員」という。)について、改正前の定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「改正後の定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該改正前の定年条例勤務延長職員に係る改正前の定年条例第2条に

規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における改正後の定年条例定年（改正後の定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における改正後の定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における改正前の定年条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に改正後の定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る改正後の定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における改正前の定年条例第3条に規定する定年）に達しているものを昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 改正後の定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

第3条 第10条の規定による改正後の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）附則第24項から第31項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務している職員には適用しない。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第7条までにおいて「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正前の定年条例定年（改正前の定年条例第3条

に規定する定年をいう。以下同じ。) (施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における改正前の定年条例定年に準じた当該職にかかる年齢。次条第1項において同じ。)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に改正前の定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日前に改正前の定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正後の定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲



内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に改正後の定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に改正後の定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に改正後の定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
- (4) 施行日以後に改正後の定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項、次項、附則第8条、附則第10条第5項から第7項まで及び附則第11条において同じ。）の前項の規定による任期の

更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は前条第1項の規定によるほか、組合（本市が組織する地方公共団体の組合をいう。次項及び附則第7条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正前の定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正後の定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（改正後の定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る改正前の定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職で、その職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における改正前の定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける改正前の定年条例定年に準じた当該職に係る年齢（をいう。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る改正後の定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における改正後の定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第16条において同じ。）に達しているもの（改正後の定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る改正前の定年条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で

任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る改正後の定年条例定年相当年齢に達しているもの（改正後の定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

第8条 暫定再任用職員は、第7条の規定による改正後の公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

第9条 暫定再任用短時間勤務職員（附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、第8条の規定による改正後の生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正後の勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の勤務時間条例の規定を適用する。

第10条 暫定再任用職員（附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項、次項及び附則第12条第2項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の給与条例第4条第9項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場

- 合に適用される改正後の給与条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、改正後の給与条例第3条の3第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 改正後の給与条例第4条第1項ただし書に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、改正後の給与条例第4条第1項ただし書に規定する育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、改正後の給料条例第3条の3第2項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、改正後の勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第8条の2第2項第2号、第10条第3項及び第15条第5項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第15条第3項及び第17条の2第1項の規定を適用する。
- 6 改正後の給与条例第16条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年 月生駒市条例第 号）附則第4条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」

と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間職員及び暫定再任用職員」とする。

7 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条 暫定再任用職員に対する第13条の規定による改正後の生駒市職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「以下「職員」という。）」とあるのは、「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年 月生駒市条例第 号）附則第4条第4項に規定する暫定再任用職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

第12条 暫定再任用短時間勤務職員は、第14条の規定による改正後の生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の企業職員給与条例」という。）第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の企業職員給与条例の規定を適用する。

2 暫定再任用職員に対する改正後の企業職員給与条例附則第6項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年 月生駒市条例第 号）附則第4条第4項に規定する暫定再任用職員」とする。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第13条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とす

る。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第14条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第15条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第4条から第7条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における改正後の定年条例定年が基準日の前日における改正後の定年条例定年を超えるものとする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後の定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する

職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後の定年条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第16条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における改正後の定年条例定年相当年齢が基準日の前日における改正後の定年条例相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職（以下この条において「改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに改正後の定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から改正後の定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職した者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る改正後の定年条例定年相当年齢に達しているものを、改正後の定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、改正後の定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る改正後の定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員を昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第17条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(失業者の退職手当に関する経過措置)



第 18 条 改正後の退職手当条例第 10 条第 4 項の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に改正後の退職手当条例第 10 条第 4 項の事業を開始した職員に該当するに至った者について適用する。

(生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 19 条 生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 59 年 4 月生駒市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「改正後の条例第 3 条から第 5 条まで」を「生駒市職員の退職手当に関する条例第 3 条から第 5 条まで又は附則第 2 1 項若しくは第 2 2 項」に、「改正後の条例第 3 条から第 5 条の 3 まで」を「、同条例第 3 条から第 5 条の 3 まで及び附則第 2 1 項から第 2 7 項まで」に改める。

附則第 4 項中「改正後の条例」を「生駒市職員の退職手当に関する条例」に、「同項又は条例」を「、同項又は同条例」に改め、「第 5 条の 2」の次に「及び附則第 2 3 項」を加える。

附則第 5 項中「改正後の条例」を「生駒市職員の退職手当に関する条例」に改め、「第 5 条」の次に「又は附則第 2 2 項」を加え、「その者」を「、その者」に、「、この条例附則第 3 項」を「附則第 3 項」に改める。

議案第 58 号

生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

上記の議案を提出する。

令和4年9月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月生駒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、「及び」の次に「引き続いて」を加え、「引き続き」を削り、同号イを次のように改め、同号ウを削る。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場

合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする  
育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている  
場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて  
特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該  
更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日と  
する育児休業をしようとするもの

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲  
げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に  
該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当  
するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情  
がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か  
月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる  
場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる  
場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の  
末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日  
とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業  
の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（  
当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方  
等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とさ  
れた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしよう  
とする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職

員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の

配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「引き続き採用される」を「採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の

第 3 条（第 5 号に係る部分に限る。）及び第 1 1 条（第 6 号に係る部分に限る。）  
の規定の適用については、なお従前の例による。

生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年9月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の37の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表の44の4の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表の45の項中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、「の認定」の次に「又は同条第6項若しくは第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定」を加え、「住宅を新築しようとする場合」を「住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の場合」に、「住宅を増築し、又は改築しようとする場合」を「住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の場合」に改め、同表の47の項中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、「の認定」の次に「又は同法第8条第2項において準用する同法第5条第6項若しくは第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の変更の認定」を加え、「住宅を新築しようとする場合」を「住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の場合」に、「住宅を増築し、又は改

築しようとする場合」を「住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の場合」に、「第2号等変更の場合 9,000円」を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第5号、第6号又は第7号に係る変更（以下「第7号等変更」という。）の場合 9,000円」に、「第2号等変更の場合 11,000円」を「第7号等変更の場合 11,000円」に、

<p>「21,000円と次に掲げる額を合算した額  ア 第1号変更の場合（長期使用構造等確認計画である場合を除く。） 136,000円  イ 第2号等変更の場合 16,000円  ウ 第3号変更の場合 2,000円」</p>	を	<p>「21,000円と次に掲げる額を合算した額  ア 第1号変更の場合（長期使用構造等確認計画である場合を除く。） 136,000円  イ 第7号等変更の場合 16,000円  ウ 第3号変更の場合 2,000円」</p>
--	---	--

に、「第2号等変更の場合 24,000円」を「第7号等変更の場合 24,000円」に、「第2号等変更の場合 47,000円」を「第7号等変更の場合 47,000円」に、「第2号等変更の場合 63,000円」を「第7号等変更の場合 63,000円」に、「第2号等変更の場合 78,000円」を「第7号等変更の場合 78,000円」に、「第2号等変更の場合 141,000円」を「第7号等変更の場合 141,000円」に、「第2号等変更の場合 188,000円」を「第7号等変更の場合 188,000円」に、「第2号等変更の場合 235,000円」を「第7号等変更の場合 235,000円」に改め、同表の50の項中「長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料」に、「による長期優良住宅建築等計画」を「による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第2の37の項



及び44の4の項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 60 号

第2 阪奈2号橋（一般部）予防保全補修工事変更請負契約の締結に  
ついて

第2 阪奈2号橋（一般部）予防保全補修工事について、下記のとおり変更請負  
契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関す  
る条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を  
求める。

記

- 1 契約の目的 第2 阪奈2号橋（一般部）予防保全補修工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約金額
  - (1) 変更前 250,206,000円
  - (2) 変更後 254,710,500円
- 4 契約の相手方 京都市南区東九条中御霊町53番地4  
酒井工業株式会社  
代表取締役 仲 辻 浩 一
- 5 工 期
  - (1) 変更前 契約の日から令和5年5月31日まで
  - (2) 変更後 契約の日から令和5年1月31日まで

令和4年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 61 号

生駒市教育委員会委員の任命について

生駒市教育委員会の委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 飯 島 敏 文

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和4年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 西 田 恭 子

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和4年9月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史